

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設エコトープ（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和6年4月1日以降から効力を有します。ただし、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 100 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
- ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。ただし、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。ただし、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解

除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅（社会福祉施設等を含む）において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者及び身元引受人並びに親族が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合、若しくは当施設との信頼関係が破綻したと判断された場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。ただし、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

（利用料金）

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は双方合意した方法によります。
 - 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

- 第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。ただし、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。ただし、利用者の利

益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(虐待防止)

第13条 当施設は、利用者の人権・虐待の防止等のため、必要な職員研修を実施するとともに、地域

包括センター等との連携を図ります。また、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

(感染症対策)

第 14 条 当施設は、感染症が発生、又は蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

(賠償責任)

第 15 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 16 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設エコトープのご案内

(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 エコトープ
- ・開設年月日 平成10年10月6日
- ・所在地 静岡県島田市島534番地の1
- ・電話番号 0547-45-0111
- ・ファックス番号 0547-45-0112
- ・管理者名 阿部 香一郎
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2255580017号)

(2)介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、下記のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔介護老人保健施設エコトープの運営方針〕

- 医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置付けにおける処遇を行う。医療面の偏重（過剰医療、過少医療）を避け、生活援助の場としての施設を原則にバランスのとれた処遇に努める。
- 利用者本位の施設運営を心掛け、利用者本人及び家族の希望に応えられるケアを目指す。

(3)施設の職員体制

	常 勤	非 常 勤	夜 間	備 考
・医師	1	1	*	*夜間は常勤医師（施設長）を兼ねる
・看護職員	15	4.7	1～2	
・介護職員	38	22	8	
・薬剤師	1			
・支援相談員	5	1		
・理学療法士	9			
・作業療法士	2			
・言語聴覚士		0.4		
・管理栄養士	1			
・介護支援専門員	2			
・事務職員	7			
・その他	2	4.5		

※非常勤職員は、常勤換算職員数 (R7年4月1日現在)

(4)入所定員等

- ・定員 150名（一般棟118名、認知症棟32名）
- ・療養室 個室20室、3人室18室、4人室19室

(5)通所定員

- ・定員 40名

2. サービス内容

①施設サービス計画の立案

②短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護計画の立案

③通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の立案

④食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時00分 ～ 7時30分

昼食 12時00分 ～ 12時30分

おやつ 15時00分 ～ 15時30分

夕食 18時00分 ～ 18時30分

⑤入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応いたします。入所利用者は、週に原則2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

⑥医学的管理・看護

⑦介護（退所時の支援も行います。）

⑧機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑨相談援助サービス

⑩栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理

⑪利用者が選定する特別な食事の提供

⑫理美容サービス（原則月1回実施します。）

⑬基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

⑭行政手続代行

⑮その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものがありますので、具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、ご利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 藤枝平成記念病院

・所在地 藤枝市水上123-1

・名称 島田市立総合医療センター

・所在地 島田市野田1200-5

- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 柴田歯科医院
 - ・所在地 島田市金谷宮崎町 57-6

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用にあたっての留意事項

・施設利用中の食事は特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

・施設内で携帯電話を利用される方は、利用規約を十分ご理解の上、届出をしてください。外線電話をご使用になられる場合は本館 1 階の公衆電話も御利用いただけます。

・面会 10 時 00 分～20 時 00 分の面会時間内をお願いいたします。

なお、感染症が発生した場合は制限をします。

- ・外出・外泊 各療養棟職員の指示を受けてください。
- ・飲酒・喫煙 禁止とします。
- ・火気の取り扱い 原則禁止とします。
- ・設備・備品の利用 各療養棟職員の指示を受けてください。
- ・所持品・備品等の持ち込み 見やすいところに名前を書いてください。
- ・金銭・貴重品の管理 事務室（金銭は小遣い程度）でお預かりします。
- ・外泊時等の施設外での受診 支援相談員または事務職員の指示を受けてください。
- ・宗教活動 布教活動は禁止とします。
- ・ペットの持ち込み 原則禁止とします。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、救助袋
- ・防災訓練 年 2 回（夜間想定を含む）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 福祉サービス第三者評価事業は受けておりません。

8. 要望及び苦情等の相談

①サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

＊相談窓口 相談室 支援相談員 三河洋文

電話 0547-45-0111

FAX 0547-45-0112

月曜～金曜 9：00～17：30 土曜 9：00～12：30（日祝休）

要望や苦情などは支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階玄関先に設置してあります「御意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくことも出来ます。

②公的機関においても、次の機関において苦情申し出等が出来ます。

＊静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-3256

FAX 054-221-2142

月～金（祝日を除く） 8：30～17：00

＊静岡県国民健康保険団体連合会（国保連）

〒420-8558 静岡市葵区春日二丁目4番34号

電話 054-253-5590

FAX 054-253-5589

月～金（祝日を除く） 9：00～17：00

＊島田市役所 長寿介護課 認定指導係

〒427-0041 島田市中河町283番地の1

電話 0547-34-3294

FAX 0547-37-8200

月～金（祝日を除く） 8：30～17：00

8. その他

当施設についての詳細は、ホームページをご覧ください。施設内にパンフレットをご用意しておりますので、ご請求ください。

※ホームページ [http:// ecotope.jp](http://ecotope.jp)

<別紙 2>

介護保健施設サービスについて

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・保証人のご希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくこととしております。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤しておりますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療と看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内での全ての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1)基本料金

①施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は 1 日あたりの自己負担分です。）

《基本型》

【多床室】

・要介護 1	793 単位 / 日
・要介護 2	843 単位 / 日
・要介護 3	908 単位 / 日
・要介護 4	961 単位 / 日
・要介護 5	1,012 単位 / 日

【従来型個室】

・要介護 1	717 単位 / 日
・要介護 2	763 単位 / 日
・要介護 3	828 単位 / 日
・要介護 4	883 単位 / 日
・要介護 5	932 単位 / 日

《在宅強化型》

【多床室】	【従来型個室】
・要介護 1 871 単位 / 日	・要介護 1 788 単位 / 日
・要介護 2 947 単位 / 日	・要介護 2 863 単位 / 日
・要介護 3 1,014 単位 / 日	・要介護 3 928 単位 / 日
・要介護 4 1,072 単位 / 日	・要介護 4 985 単位 / 日
・要介護 5 1,125 単位 / 日	・要介護 5 1,040 単位 / 日

※安全管理体制未実施減算	－5 単位 / 日
※安全対策体制加算(入所時)	20 単位 / 回
※保健施設栄養管理基準減算	－14 単位 / 日

※外泊された場合、外泊初日と最終日以外は、上記利用料に代えて 362 単位/日又は

800 単位（在宅サービス使用時）となります。

※在宅復帰・在宅療養支援加算（Ⅰ）	51 単位 / 日	
※在宅復帰・在宅療養支援加算（Ⅱ）	51 単位 / 日	
※初期加算（Ⅰ）	60 単位 / 日	（入所後 30 日間に限る）
※初期加算（Ⅱ）	30 単位 / 日	（入所後 30 日間に限る）
※認知症ケア加算	76 単位 / 日	（本館 3 階入所の方）
※認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位 / 日	
※認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位 / 日	
※認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150 単位 / 月	
※認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120 単位 / 月	
※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位 / 日	
※サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位 / 日	
※サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位 / 日	
※夜勤職員配置加算	24 単位 / 日	
※高齢者等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 単位 / 月	
※高齢者等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 単位 / 月	
※新興感染症等施設療養費	240 単位 / 日	
※生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位 / 月	
※生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位 / 月	
※科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 単位 / 月	
※科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60 単位 / 月	
※短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	258 単位 / 日	（入所日から 3 ヶ月以内・週 3 回程度）
※短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位 / 日	（入所日から 3 ヶ月以内・

(Ⅱ)		週 3 回程度)
※認知症短期集中リハビリテーション実 施加算 (Ⅰ)	240 単位 / 日	(入所日から 3 ヶ月以内・ 週 3 回程度)
※認知症短期集中リハビリテーション実 施加算 (Ⅱ)	120 単位 / 日	(入所日から 3 ヶ月以内・ 週 3 回程度)
※リハビリテーションマネジメント計画 書情報加算 (Ⅰ)	53 単位 / 月	
※リハビリテーションマネジメント計画 書情報加算 (Ⅱ)	33 単位 / 月	
※若年性認知症利用者受入加算	120 単位 / 日	
※療養食加算	6 単位 / 回	(1 日に 3 回を限度)
※経口移行加算	28 単位 / 日	
※経口維持加算		
① 経口維持加算 (Ⅰ)	400 単位 / 月	
② 経口維持加算 (Ⅱ)	100 単位 / 月	
※再入所時栄養連携加算	200 単位 / 回	
※退所時栄養情報連携加算	70 単位 / 月	
※口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90 単位 / 月	
※口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	110 単位 / 月	
※緊急時治療管理	518 単位 / 日	(月 3 日限度)
※所定疾患施設治療費 (Ⅰ)	239 単位 / 日	(肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩 織炎・心不全増悪)
※所定疾患施設治療費 (Ⅱ)	480 単位 / 月	(諸条件有)
※ターミナルケア加算		
① ターミナルケア加算	1,900 単位 / 日	(死亡日当日)
② ターミナルケア加算	910 単位 / 日	(死亡日当日～前々日)
③ ターミナルケア加算	160 単位 / 日	(死亡日以前 4 日～30 日)
④ ターミナルケア加算	72 単位 / 日	(死亡日以前 31 日～45 日)
※退所時等支援加算		
① 試行的退所時指導加算	400 単位 / 日	(3 回まで)
② 退所時情報提供加算 (Ⅰ)	500 単位 / 日	
③ 退所時情報提供加算 (Ⅱ)	250 単位 / 日	
④ 入退所前連携加算(Ⅰ)	600 単位 / 日	
⑤ 入退所前連携加算(Ⅱ)	400 単位 / 日	
※訪問看護指示加算	300 単位 / 回	
※入所前後訪問指導加算		
① 入所前後訪問指導加算 (Ⅰ)	450 単位 / 回	

② 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480 単位 / 回
※認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位 / 日
＊褥瘡マネジメント加算	
① 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 単位 / 月
② 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 単位 / 月
※かかりつけ医連携薬剤調整加算	
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	140 単位 / 回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	70 単位 / 回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	240 単位 / 回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	100 単位 / 回
※協力医療機関連携加算（Ⅰ）	100 単位 / 月
※協力医療機関連携加算（Ⅱ）	5 単位 / 月
※排泄支援加算	
①排泄支援加算（Ⅰ）	10 単位 / 月
②排泄支援加算（Ⅱ）	15 単位 / 月
③排泄支援加算（Ⅲ）	20 単位 / 月
※自立支援促進加算	300 単位 / 月
＊介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×39/1000
＊介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×21/1000
＊介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数×8/1000

※令和6年6月1日より、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×75/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数×71/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数×54/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数×44/1000

※なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

※利用料金は、島田市は地域区分が7級地のため、上記単位数に10.14円を乗じた金額となります。

※自己負担割合は、市が交付する介護保険負担割合証により、1割負担の方と2割負担の方、3割負担の方があります。

(2)その他の料金

①食事

・朝食	311 円 / 食
-----	-----------

・昼食	835 円 / 食	(おやつを含む)
・夕食	728 円 / 食	

(但し、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が、1 日にお支払いいただく食費の上限となります。)

②居住費（療養室の利用費）1 日あたり

・従来型個室	1,668 円 / 日
・多床室	377 円 / 日

(但し、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が、1 日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

※上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第 1 段階から第 3 段階①・②まで）の利用者の自己負担額について、《別添資料 1》をご覧ください。

※令和 6 年 8 月 1 日より、居住費の変更あり

居住費（療養室の利用費）1 日あたり

・従来型個室	1,728 円 / 日
・多床室	437 円 / 日

③特別な室料（1 日あたり）

・個室	800 円 / 日
-----	-----------

④その他

・日用品費	172 円 / 日
・教養娯楽費	200 円 / 日

(3)証明書の発行などに関する料金

各種の証明書の発行などについては、別に定める料金を負担いただきます。

(4)支払い方法

- ・毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 25 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金決済を原則とします。

《別添資料 1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階①）・ 3 段階②」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 第 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階①・ 3 段階②の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階①、3 段階②の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階①・ 第 3 段階②に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階にある次のような方です。

【利用者負担第 1 段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第 2 段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下の方

【利用者負担第 3 段階①】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人年金収入等 120 万円以下の方

【利用者負担第 3 段階②】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人年金収入等 120 万円を超える方

- 利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階①・ ②」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずねください。

負担額一覧表（1 日当たりの利用料）※【】は令和 6 年 8 月からの金額

	食 費	利用する療養室のタイプ		
		ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室
利用者負担第 1 段階	300	820	490	0
利用者負担第 2 段階	390	【880】	【550】	370 【430】
利用者負担第 3 段階①	650	1, 310	1, 310	
利用者負担第 3 段階②	1, 360	【1, 370】	【1, 370】	

個人情報の利用目的

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

介護老人保健施設エコトープでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供